

地域国際化推進アドバイザー派遣事業に係る動画撮影・配信への対応について

日頃から、当協会の事業について、格別のご理解、ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

当該事業においては、コロナ禍にあっても地域の多文化共生施策を推進する観点から、令和2年度より、オンライン会議(映像と音声の送受信により相手の状態を相互に認識しながら通話をすることができるシステムを利用した会議をいう。)での派遣も可能としているところです。

このような中、「動画撮影・配信」による当該事業の対応についてご相談を受けた際には、著作権関係の点から対応は原則不可等の旨を個別にご回答差し上げていたところですが、昨今お問い合わせ等が増加している状況に鑑み、下記のとおりルールを明確化するとともに報告様式を新たに決めましたので、お知らせいたします。

なお、今後状況によって取り扱いが変わる場合には改めてご連絡いたします。

記

原則 動画撮影・配信は禁止する。

例外 以下の要件をすべて満たす場合のみ、動画撮影・配信を認めることとする。

- (1)アドバイザーの同意があること
- (2)別紙様式により動画撮影・配信方法、配信期間をクリアに報告すること
- (3)動画撮影・編集・配信は申請者が行うこと
- (4)配信期間は最長3週間とし、アドバイザーが指定する期間とする

※アドバイザーの皆様へ

当協会からお支払いする謝礼金は、撮影に要した時間により算定されます。

また、撮影した動画の著作権は権利関係について明確な合意がない場合は、作成者(申請者)となる可能性があります。

これらの事情から、クリアではアドバイザーの皆様を十分に保護することは困難と考え、動画撮影・配信を原則禁止としています。申請者から依頼を受け同意する場合も動画撮影・配信方法、配信期間、権利関係を十分に取り決めた上で対応してください。

対応に苦慮する場合は、クリア担当者までお問い合わせください。

【お問い合わせ先】

一般財団法人自治体国際化協会 多文化共生部 多文化共生課
〒102-0083 東京都千代田区麴町1-7 相互半蔵門ビル6階
Tel : (03)5213-1725 / Fax : (03)5213-1742
Email : tabunka@clair.or.jp